

のびのび福祉会評議員・役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等の対象）

第2条 この規程の対象は、評議員、理事、監事、顧問、評議員選任・解任委員とする。

（評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会）

第3条 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会については、参加した評議員、役員等に交通費実費と、手当として1,500円に加え、源泉徴収額相当額を支給するものとする。

（監事）

第4条 監事が会計や業務の適正な執行について定期監査や指導を行なった場合、交通費実費と手当10,000円に加え、源泉徴収額相当額を支給するものとする。

（業務を担当する役員）

第5条 本部業務を担当する役員（理事、監事）及び顧問の報酬等は、日額1万円を支払うものとする。但し月額5万円を越えてはならない。評議員会以外に評議員が業務を行う場合は役員と同等の報酬とする

2 交通費は別途支払うものとする。

3 役員等の業務に必要な研修や旅費については、法人の規程に準じて支払うものとする。

4 職員を兼任する役員は、この規程から除く。

（役員外に依頼した業務）

第6条 理事会の決議を経て役員以外に業務を依頼した場合、報酬等を支給することが出来る。但し、報酬は月額5万円を超えてはならない。

（報酬支払い方法）

第7条 第3条から6条各項に規定する報酬、費用等は評議員会、理事会等出席の都度、現金をもって支給する。または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付則 この規程は、平成14年 8月 1日から発効する。

この規程は、平成24年 6月 1日から発効する。

この規程は、平成24年10月 1日から発効する。

この規程は、平成29年 4月 1日から発効する。

この規程は、令和 1年12月24日から発効する。